

【ゲストハウス等の宿泊事業者の方へ】

高松市お試し移住促進事業補助金Q&A（令和6年10月8日更新）

■目的

①事業の目的は何ですか？

- 本市への移住を検討している方が、本市での生活をイメージできるよう、実際に本市での生活を体験するための滞在や、住居や仕事を探すなど、移住に向けた準備に必要な滞在の場合に活用できます。

なお、観光を目的とする場合には利用できません。

■お試し移住利用者の宿泊証明

②お試し移住利用者へ発行する領収書の記載項目を教えてください。

- **宿泊者氏名、宿泊期間を明記してください。**

■まち案内

③まち案内の所要時間や、指定の場所がありますか？

- 利用者の希望に応じ、柔軟に対応いただきたいため、時間の上限や下限は設けておりません。

まち案内の場所は、移住後の生活をイメージできるよう、本市内での生活に関連した施設（スーパーマーケット等の商業施設、子育て関連施設、医療機関、移住者が集まる場所やおすすめスポット等）を案内してください。

- ※ 本補助金を申請する場合は、まち案内を実施する前に必ず、地域活力推進室へご連絡ください。

- ※ 市内のエリア（中心部、郊外、島しょ部）ごとに補助金を配分しているため、お問合せのタイミングによっては、一部のエリアで補助金の交付を終了している場合があります。

■申請期間

④補助金の申請ができる期間はいつですか？

- まち案内の実施日以降で、2月末日までに申請してください。

実施日ごとの都度の申請や、ひと月ごとにまとめた申請など、申請のタイミングは任意です。

なお、受付は先着順で、予算がなくなり次第終了します。

- ※ 本補助金は、まち案内の日程を連絡いただいた順に受け付けます。（まち案内

の実施日順ではございませんので、ご注意ください。)

⑤ 3月にお試し移住利用者にまち案内を実施した場合、補助金の申請はできますか？

- 申し訳ありませんが、申請はできません。
事務処理の都合上、本補助金の対象となるまち案内の実施期間及び申請期間は、2月末日までとしております。

■ 申請回数

⑥ 補助金は何回でも申請できますか？

- まち案内の実施回数に応じて、申請期間内に何度でも申請可能です。
ただし、同一の利用者に対し、複数回のまち案内を実施した場合は、申請できる回数は1回です。

■ 申請方法

⑦ 申請書の提出方法を教えてください。

- 電子メール、郵送、持参のいずれかにより提出してください。

提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 政策局 政策課 地域活力推進室

seisaku@city.takamatsu.lg.jp